

右高橋泉岳寺奉議田二同
後接 社會民衆党本部

三月廿四日解雇

陳情書

今回當寺使用人解雇に就て御参考の爲め
事の真相を左に陳情改置候
一 今回の使用人解雇は任職交代の際慣例として
代々實行し來れるものに有之殊に今回は法類
委員とも協議の結果前例に依り實行したる
ものに御座候
二 解雇の使用人は安居僧三名下足三名(内一名は
日曜祭日に限り雇へるもの)番人四名下男三名
計拾貳名に有之
三 使用人は安居僧を除き番人は食住を別に給し
最低貳拾圓より參拾圓を支給し下男は拾五圓